

ジュネーブ宣言 2019～気象、気候、水に関する行動のためのコミュニティの構築～
(第18回世界気象会議決議80別紙：2019年6月)

2019年ジュネーブ宣言

——気象・気候・水に関する行動のためのコミュニティの構築——

私たち、2019年6月3日から14日までジュネーブで開催された第18回世界気象会議に出席した、160の世界気象機関（以下「WMO」という）の加盟国および地域（以下「加盟国」という）の代表は、以下を検討しました。

- 気象・気候・水・その他の環境の極端現象に関連するグローバルな社会的リスクは、学際的かつ多部門のパートナーシップを通じて対応するべきである。
- 極めて重要な決定を知らせる気象・気候・水文・関連する環境に関する情報やサービスを利用する機会の拡大によって、社会的および構造的レジリエンスの強化と持続可能な経済発展を促進することができる。

そして、私たちは次のことを宣言します。

私たちは、以下について留意します。

- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、「パリ協定」、「仙台防災枠組」に示されているように、気象・気候・水に関する喫緊の、そして長期的な課題に関する**グローバルアジェンダの重視**。
- **持続可能な開発目標の達成は、世界・地域・国・地方レベルでの、公共・民間・学術部門および市民社会の間の包括的なパートナーシップによって恩恵を受けるだろうということ。**

さらに、私たちは、以下について留意します。

- 政府・企業・市民のための意思決定を支援するデータ・プロダクト及びサービスを生み出す私たちの集団的能力を大幅に向上させる**科学技術の進歩**。
- 公共・民間・学術部門の間の調整と連携を強化する開かれた対話を通して、気象・気候・水の情報やサービスに対する**急激に変化し増加する需要**を、より効果的に満たすことができること。

私たちは、以下について認識しています。

- 増大する社会的ニーズを満たすために、観測データおよび情報の取得と交換から、データ処理と予測やサービス提供に至るまで、**気象・気候・水のサービスのバリューチェーン全体を強化する必要性**。
- バリューチェーンのすべてのリンクに貢献し、イノベーションを加速させる**民間部門の能力の進化と関与の増大**。

- 多様な利害関係者の**異質なビジネスモデル**と、加盟国の法的枠組みの違い。
- 自然災害に対するレジリエンスを妨げている、必要不可欠なサービスの提供における**先進国と開発途上国の間に依然として存在する能力格差**。
- 一部の国家気象水文機関（以下「NMHS」という）が必要なインフラやサービスを維持し改善する能力を妨げる、**公的資金に対する圧力**。
- **WMO が、能力格差を埋めることを目的としている開発支援を計画し指導するにあたり、開発・資金提供機関、民間部門、国際金融コミュニティとさらに緊密に連携する重要な必要性**。
- 全ての部門の急増する非伝統的データを含む、データへの公正かつ公平なアクセスを可能にする**革新的な取り組みと動機の必要性**。

私たちは、以下について再確認します。

- 情報やサービスの交換、標準化、応用、研究、訓練を通じて、気象・気候・水・その他の環境条件の変化の監視と予測に関する世界的な協力を促進することについて、WMO 条約第 2 条で示されている **WMO の使命**。
- 品質、相互運用性、目的に適合する情報やサービスを確保する**国際基準を作成・公布し、全ての利害関係者によるそれらの基準の遵守を促進する WMO の役割**。
- 気象・気候・水の監視、理解、予測における、また国・地域・世界のニーズを満たす関連情報・警報・サービスの提供における **NMHS の極めて重要な使命**。
- 世界気象会議決議第 40 号(Cg-12)、第 25 号(Cg-13)、第 60 号(Cg-17)に明記されているように、**気象・水文・気候に関するデータおよびプロダクトの無償かつ無制限の交換を拡大・強化し、WMO がそのプログラムを通じて調整した国際的なインフラや設備へのアクセスを可能にするという加盟国のコミットメント**。
- **必要なインフラと観測・データ交換・情報提供のための国際的なシステムや設備の運用を、維持し持続させる加盟国の政府の責任**。

私たちは、以下について歓迎します。

- 公共・民間・学術部門の間のより緊密な連携によって生じる**全ての利害関係者とより広いユーザーコミュニティのための機会**。
- 気象・気候・水・その他環境に関する情報やサービスを通じた社会的ニーズの対応への**全部門による関与**。
- WMO がそのプログラムを通じて調整した**グローバルな気象インフラの維持・整備に対する加盟国およびパートナー国際機関の貢献**。
- 全ての国において質の高い気象・気候・水・その他関連する環境に関する情報やサービスの利用可能性を大幅に向上させる、公共・民間・学術部門の利害関係者間のパートナーシップを構築し拡大する推進者としての **WMO の役割の進展**。

私たちは、公共・民間・学術部門の全ての利害関係者に、パートナーシップを成功させるために、以下の方法によって、国連グローバル・コンパクト¹および WMO が確立した原則を遵守することを強く求めます。

- WMO 条約に明記されている重要な目的の達成への**集団的な貢献**。
- 科学に基づくイノベーションと成長の機会を創出し、専門知識を活用して全ての関係者に前向きな結果と解決策を提供し、知識や技術移転とそれらの活用を支援し、ローカルな研究に投資し、人的能力を開発するという**共通の価値観の尊重**。
- 効率を向上させ社会により良いサービスを提供する多部門の参画の機会を求めることによる**グローバルなインフラの持続可能性の促進**。
- 知的財産権を正当に尊重した上で、各国の事情に基づく**無償かつ無制限の国際データ共有の促進**。
- 開発途上国、後発開発途上国（以下「LDC」という）、小島嶼開発途上国（以下「SIDS」という）の現存する格差を埋めることに特に焦点を合わせて、公共・民間・学術部門、市民社会、投資パートナーを関与させるための協動的な取り組みを通じて、**全ての国が共に前進できるようにすること**。
- 公共財の提供に関する集団的目標を推進するために、**公正かつ透明な取り決めに促進・維持し、品質とサービスの基準を遵守し、以下のような利害関係者の特定のニーズを考慮すること**。
 - 使用制限付きの商業データへのアクセスの、公共・民間両部門の間での平等な取り扱いを確保すること。
 - データの提供と反競争的行為の回避に関して、関連する国内・国際法および政策の遵守を約束すること。
- 社会の利益のために相互に有益な関係とパートナーシップに取り組むことによって、**誠実さを求めること**。
- データおよびプロダクトを無償かつ無制限の原則のもとで利用できるようにするための国・地域の法律および政策の適用や、公共の安全に関する各国の重要な責任の割り当てを含む、気象・気候・水に関するサービスをどのように組織し提供するかを決定するに当たっての加盟国の**主権の尊重**。

¹ 国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティ イニシアチブです。各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための自発的な取り組みです。UNGC に署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる 10 の原則に賛同する企業トップ自らのコミットメントのもとに、その実現に向けて努力を継続しています。

1999 年 コフィ・アナン国連事務総長（当時）がダボス会議で提唱

2000 年 ニューヨーク国連本部で正式に発足

2021 年 世界約 160 か国、17,500 を超える企業・団体が署名

※UNGC のチェアマンは、コフィ・アナン氏以降も歴代の国連事務総長が務めている

（ <https://www.ungcn.org/gcnj/about.html>（令和 4 年 11 月 11 日閲覧）より抜粋。）

また、私たちは、以下について奨励します。

- 多部門および国境を越えたパートナーシップを含む**金額に見合う価値を高める効率化の追求。**
- データの利用可能性を高め、既存のデータ格差を解消し、データ共有の拡大を促進し、フラグメンテーションを回避するための、**革新的なデータ交換メカニズムと動機の開発。**
- あらゆる部門の利害関係者の間の信頼、相互理解、協力の構築を目的とした**対話とイニシアチブの継続。**
- **あらゆる部門の利害関係者が**、中核的な公共インフラと能力への持続的な投資のための強力な提唱者として行動すること。
- 気象・気候・水・環境に関するサービスを提供するためのビジネスモデルと経済枠組みをよりよく理解し、革新的で相互に有益な取り組みを目指して努力するための**経済共同体との連携。**

私たちは、全ての政府に、以下の事項のために、この宣言で表明された声明を十分に考慮するように求めます。

- 国内および国際レベルで、公共・民間・学術部門の間の**構造的対話の促進。**
- 国の防災機関と連携して、自然災害および災害リスクに関する極めて重要な決定を支援する警報や関連情報の発表における **NMHS の権威ある発言を守り強化すること。**
- 効果的な部門横断的なパートナーシップを実現し、相互に有益な協力と連携を妨げる障壁を取り除くために、**適切な法律および制度を整備する努力。**
- 持続可能な国際的なインフラの運営と必要なデータ交換のための、WMO 条約から生じるものを含む**国際的なコミットメントの確実な履行。**
- データおよびプロダクトの相互運用性と品質の向上を目的とした、**全ての利害関係者による WMO の基準とガイドラインの利用と遵守の促進。**
- 地域社会や市民への支援活動の拡大、特に自然災害の警報に対する国民の理解と対応を強化するために、**市民社会と協働すること。**
- **全ての部門の利害関係者**に対して、国際的なデータ共有の促進と、必要に応じ、防災などの重要な公共の目的のために、そのデータを利用できるよう**奨励すること。**

我々は、パートナー機関や開発機関に、以下のために WMO と緊密に連携するように求めます。

- 全ての部門の投資・専門知識・知識を活用した戦略的な複数の利害関係者によるパートナーシップを通じて、**能力開発イニシアチブの効果を上げること。**
- 能力格差を埋めるために、開発途上国、LDC、SIDS におけるインフラの近代化とサービスの強化に向けた持続可能な解決策を提供する、財政的に実行可能なビジネスモデルを利用することにより、**開発資金を最大限に活用すること。**
- あらゆるレベルでのレジリエンスを構築するために、その他の公共機関、民間および学術部門、市民社会と協力し、NMHS の専門知識をより幅広くに取り入れ、**国の適応計画**と災害リスク管理を

最適化すること。

- WMO の世界的なシステムを通じたデータおよびプロダクトの国際的交換に貢献し、加盟国により集散的に生産されたグローバルな公共財から恩恵を受けるために、開発途上国、LDC、SIDC の能力を強化すること。

注記：

2019 年 6 月に開催された第 18 回世界気象会議において、気象・気候・水に関する行動のためのコミュニティ構築に関するジュネーブ宣言（2019 年）決議第 80 号が採択された。この政策法令は、極端気象・気候変動・水不足・その他の環境災害に関連しているグローバルな社会的リスクに対する集団的対応として必要な気象事業全ての部門の利害関係者間の協力とパートナーシップの新しい枠組みを反映している。

（参考）原文は世界気象機関のホームページをご覧ください。

https://library.wmo.int/doc_num.php?explnum_id=10367